

小山市建設工事共同企業体取扱要領

(目 的)

第1条 この要領は、小山市が発注する建設工事に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）について必要な事項を定めることにより、建設工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

(活 用)

第2条 共同企業体の活用は、建設業者の信用、技術、施工能力等を勘案し、技術力の結集等により、効果的施工の確保ができると認められた場合とする。

(種 類)

第3条 この要領における共同企業体の種類は、特定建設工事共同企業体のみを対象とし、建設工事の特性に着目して、市の発注する工事毎に結成される共同企業体をいう。

なお、経常建設工事共同企業体については、必要に応じて別途協議するものとし、この要領には適用しないものとする。

(対象工事の種類及び規模)

第4条 特定建設工事共同企業体対象工事の種類及び規模は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 対象工事の種類

イ 技術的難度の高い特定建設工事（橋梁、トンネル、ダム、空港、堰、下水道等の大規模土木構造物及び大規模建築、大規模設備等の建設工事）

ロ 特殊工法を内容とすること等により地元建設業者の技術の習得の促進に寄与することを目的とする工事。

(2) 対象工事の規模

業 種	金 額
技術的難度の高い特定建設工事 (橋梁、トンネル、ダム、空港、堰、下水道等の大規模土木構造物)	概ね 2億円以上
技術的難度の高い特定建設工事 (大規模建築物)	概ね 3億円以上
技術的難度の高い大規模設備等の建設工事	概ね 1億円以上
その他、工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事	

(構成員数)

第5条 共同企業体の構成員の数は、原則として2ないし3社とする。

(構成員の組合せ)

第6条 共同企業体の構成員の組合せは、原則として等級格付けが小山市建設工事請負業者選定要綱（令和2年規程第37号）（以下「選定要綱」という。）第9条に規定するA等級に属する者の組合せとする。

ただし、発注者が十分な施工能力を有し、施工技術上特段の必要があり、適正な共同施工が確保できると認めるときは、第二等級に属する者を含めた組合せとすることができる。

(構成員の要件)

第7条 共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) その年度の建設工事業者競争入札参加資格者名簿に登載されており、工事の種類に相応する業種の格付けを受けている者であること。
- (2) 当該建設工事に対応する許可業種につき許可後3年を超える営業年数を有すること。
- (3) 原則として当該建設工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての実績を有し、かつ当該建設工事と同種の工事を施工した経験を有すること。
- (4) 当該建設工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を保有していること。

(出資比率)

第8条 共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 2社の場合 30パーセント以上
- (2) 3社の場合 20パーセント以上

(代表者の選定方法)

第9条 共同企業体の代表者は当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく特定建設業者の許可を有する者とし、その出資比率は構成員中最大（同比率である場合も含む）とする。

(特定建設工事の決定)

第10条 小山市建設工事請負業者選考委員会（以下「委員会」という。）は、工事規模、工事内容及び難易度等を総合的に勘案の上、特定建設工事共同企業体へ発注する特定建設工事（以下「特定工事」という。）を決定するものとする。

(特定建設工事共同企業体の結成方式等)

第11条 特定建設工事共同企業体の結成方式は、自主結成とする。

2 委員会は、構成方法、出資割合等当該特定工事の施工に必要な特定建設工事共同企業体の結成方式を決定するものとする。

(特定建設工事共同企業体の結成)

第12条 市長は、特定建設工事共同企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめその旨及び次の各号に掲げる事項を公示し、これにより入札参加資格の申請を行わせるものとする。

(1) 結成方式及び特定工事の内容

(2) 提出書類及びその提出期限

2 特定建設工事共同企業体の構成員は、同一工事で2以上の特定建設工事共同企業体の構成員となることはできない。

3 本条第1項第2号に掲げる提出書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書（別紙様式第1号）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（別紙様式第2号）

(3) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し

4 委任状については、その委任内容によりその都度提出するものとする。

(特定建設工事共同企業体の建設工事入札参加資格申請手続)

第13条 建設業者が特定建設工事共同企業体を結成したときは、指定された期限内に前条第3項に定められた書類各1部（組）を市長に提出しなければならない。

(特定建設工事共同企業体の資格審査及び格付け)

第14条 前条により書類を提出した特定建設工事共同企業体については、入札参加資格審査を行い適格なものに資格を与えるものとし、格付けは次の各号により行う。

(1) 構成員の級別格付けが異なる場合は、上位の構成員の格付けをもって特定建設工事共同企業体の格付けとする。

(2) 構成員の級別格付けが同一の場合は、当該構成員の格付けをもって特定建設工事共同企業体の格付けとする。

(特定建設工事共同企業体の有効期間)

第15条 市が契約した特定建設工事共同企業体の有効期間は、当該工事の完成後3ヶ月を経過した日までとする。

なお、当該有効期間満了後においても当該工事につき、契約不適合責任がある場合には、各構

成員は、連帯してその責を負うこととする。

- 2 当該工事につき結成された特定建設工事共同企業体のうち契約の相手方とならなかったものの有効期間は当該工事の契約が締結されたときをもって終了するものとする。

(共同企業体編成表の提出)

第16条 市の工事を受注した特定建設工事共同企業体の代表者は、契約を締結した日から5日以内に共同企業体編成表を工事担当部長等に2部提出しなければならない。

- 2 前項の共同企業体編成表を受領した工事担当部長等は、その1部を理財部長へ送付し、他の1部を現場指導等に活用するものとする。

- 3 理財部長は、提出されている特定建設工事共同企業体協定書と共同企業体編成表の内容を確認し同一内容の場合は、これを受領するものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めのない事項は、選定要綱及び事務処理要領の定めによることとし、その他必要な事項は、理財部長がこれを定める。

(準用)

第18条 測量、建設コンサルタント等業務の共同企業体については、この要領を準用する。

ただし、この場合には格付けを行わないものとする。

附 則

この要領は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要領の改正は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要領の改正は、平成6年11月15日から適用する。

附 則

この要領の改正は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要領の改正は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領の改正は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、令和2年

4月1日から適用する。

附 則 （組織改編に伴う役職名の変更）

この要領の改正は、令和5年4月1日から適用する。